

第3章 保健医療圏

第1節 保健医療圏の設定と基準病床数

1. 保健医療圏設定の考え方

(1) 保健医療圏

- 保健医療圏とは、地域の医療需要に応じて包括的に医療を提供するために、医療資源の適正な配置を図ることを目的とした地域単位をいいます。
- 本県では、県民に身近なところで適切な保健医療サービスを効率的に提供するため、県民の生活行動の範囲や医療機関を受診する際の移動状況を考慮した上で、健康増進から疾病の予防、診断、治療およびリハビリテーション*に至る包括的な医療提供体制を整備するための地域単位として、一次、二次、三次の保健医療圏を設定しています。
- なお、圏域の範囲については、今後の社会情勢や地域事情の変化に対応するため、必要に応じ見直します。

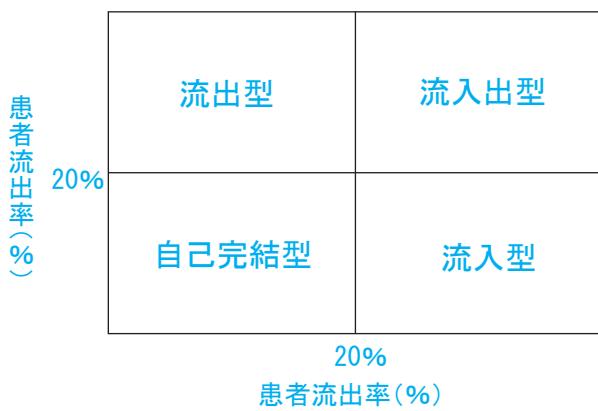
(2) 一次保健医療圏

- 一次保健医療圏とは、日常の健康相談等の保健サービスと、かかりつけ医*等による初期医療を提供していくための最も基礎的な単位であり、住民の日常生活に密着した保健医療サービスが提供される地域の範囲です。
- 休日夜間急患センター等による初期救急医療、母子保健事業等の保健サービスは、市町が主体となって実施しており、また、介護保険制度の運営等も含め、市町の役割はますます重要になっています。
- 本県においては、市町を一次保健医療圏とします。

(3) 二次保健医療圏

- 二次保健医療圏とは、医療機能を考慮した病院や救急医療体制の整備のほか、一般的な入院医療への対応を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な取組を行うために、市町を越えて設定する地域の範囲です。
- 平成24（2012）年3月に厚生労働省から発出された医療計画作成指針（厚生労働省医政局長通知）では、人口規模、患者の受療の状況等を参考として二次保健医療圏を設定するよう、その設定基準が初めて示されました。具体的には、人口20万人未満かつ患者の受療動向が流出型（療養病床および一般病床の流入患者割合*20%未満かつ流出患者割合*20%以上）の二次保健医療圏については、その設定について見直すこととされました。
- 本県では、4つの二次保健医療圏のほか、社会的、歴史的な日常生活圏、行政の圏域との整合性を図るという観点から、伊賀サブ保健医療圏、伊勢志摩サブ保健医療圏を設定し、圏域のあり方を引き続き検討する地域として位置づけています。

図表 3-1-1 保健医療圏の類型



出典：厚生労働省「医療計画説明会資料」

図表 3-1-2 二次保健医療圏およびサブ保健医療圏

二次保健医療圏	構成市町	圏域人口（人）	面積(km ²)	人口千人あたり病床数（床）
北勢保健医療圏	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市 (桑名郡)木曽岬町 (員弁郡)東員町 (三重郡)菰野町、朝日町、川越町	840,194	1,107	7.23
中勢伊賀保健医療圏	津市	461,354 (284,867)	1,399 (711)	9.91 (12.45)
伊賀サブ保健医療圏	伊賀市、名張市	176,487	688	5.82
南勢志摩保健医療圏	松阪市 (多気郡)多気町、明和町、大台町 (度会郡)大紀町	468,708 (225,720)	2,279 (1,364)	8.98 (10.03)
伊勢志摩サブ保健医療圏	伊勢市、鳥羽市、志摩市 (度会郡)玉城町、度会町、南伊勢町	242,988	915	8.00
東紀州保健医療圏	尾鷲市、熊野市 (北牟婁郡)紀北町 (南牟婁郡)御浜町、紀宝町	77,851	992	11.68

※圏域人口、面積および病床数欄の（ ）内の数字は、サブ保健医療圏を除いた数値です。

※人口および病床数は平成23年10月1日現在の数値です。

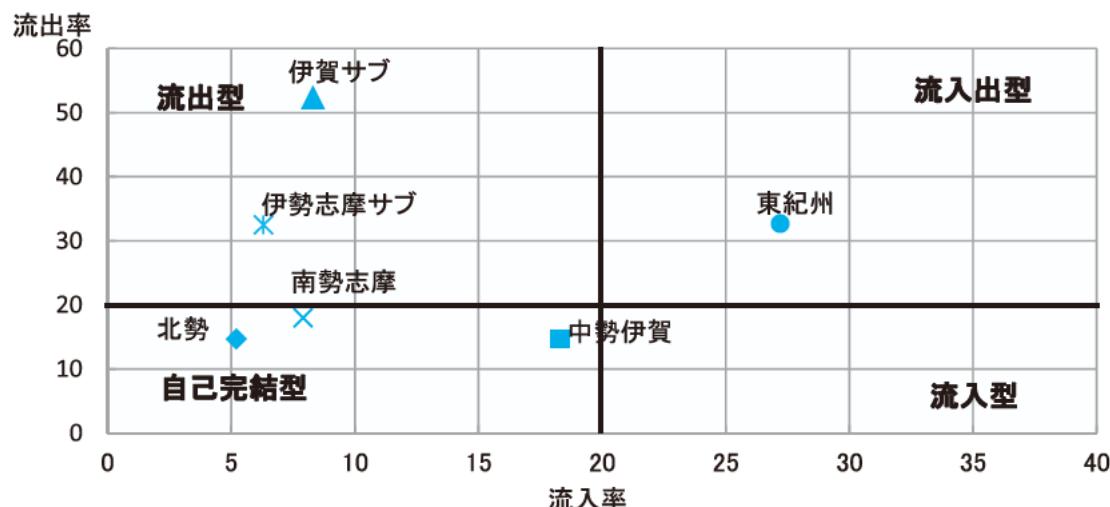
出典：三重県「月別人口調査結果」、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

- 第2章第4節の「県民の受療動向」で確認したように、入院患者は東紀州保健医療圏を除いた二次保健医療圏では患者の約8割がその保健医療圏内で入院医療を受けており、当該保健医療圏は、おおむね標準的な医療提供体制が一体的に確保されていると認められます。
- 東紀州保健医療圏については、仮に隣接する南勢志摩保健医療圏との統合を考えた場合、面積が広大となり（全国第3位、北海道を除く）、へき地を抱える東紀州地域のさらなる医療過疎を招くおそれがあります。また、圏域内の尾鷲市、熊野市から、主な流出先となっている南勢志摩保健医療圏、中勢伊賀保健医療圏へのアクセス時間が2時間から3時間程度であり、基幹病院へのアクセスが悪く、住民にとって統合によるメリットは薄いと考え

られます。

図表 3-1-3 各保健医療圏の流出率・流入率による分類

(単位 : %)



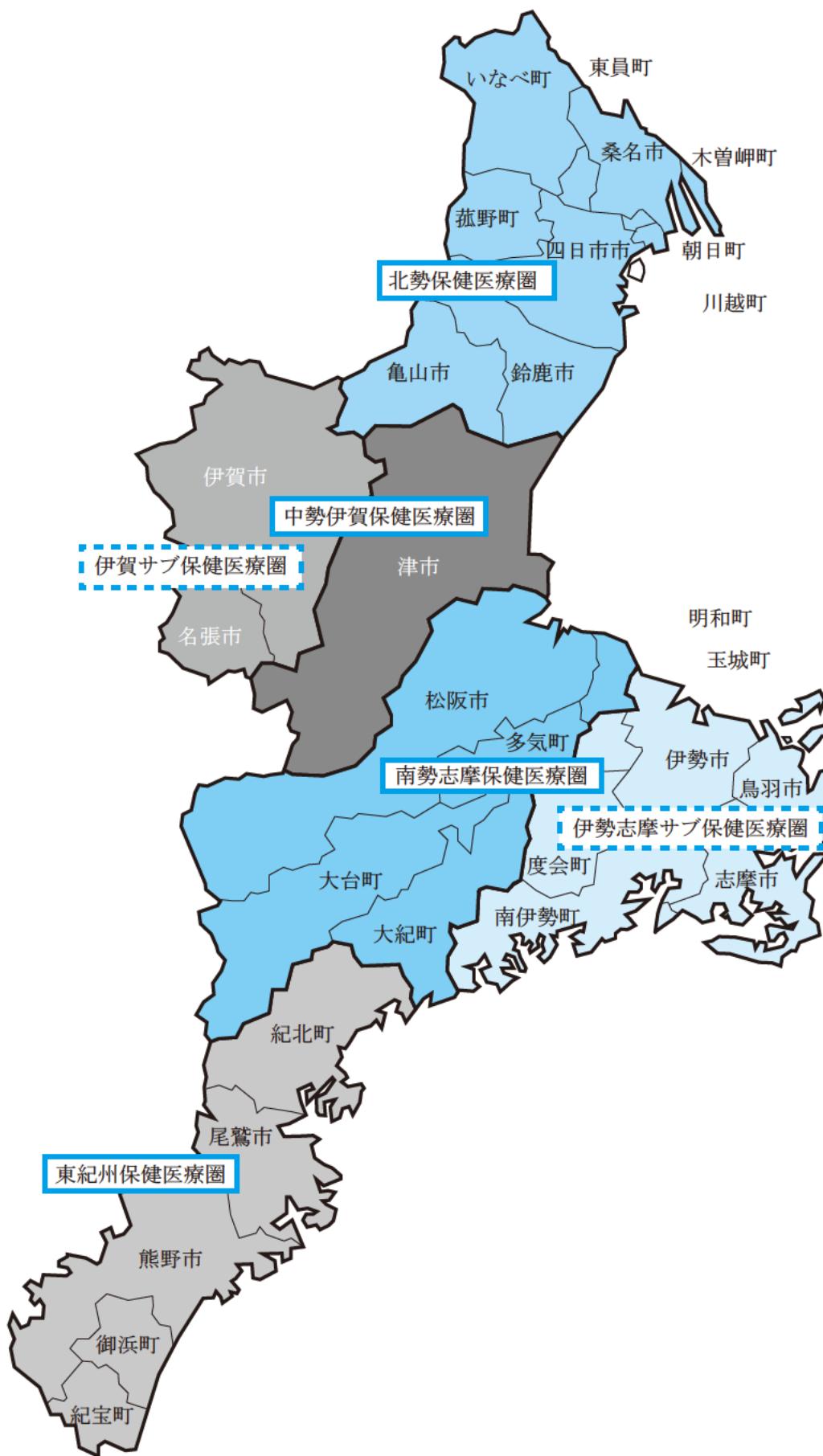
出典：厚生労働省「平成 20 年 患者調査（個票解析）」をもとに推計

- こうしたことから、二次保健医療圏については、これまでと同様の 4 つの圏域を設定することとします。
- 伊賀サブ保健医療圏については、滋賀県や奈良県等との人の往来も多く、従来から県内他地域と比べ独立性が高い地域であり、医療面では、医師等の医療従事者の確保や二次救急* 医療体制の整備が喫緊の課題となっています。また、伊勢志摩サブ医療圏は、通学や通勤圏が形成されるなど、生活圏として一体性が強い地域であり、医療面では、二次救急医療体制の整備や高い高齢化率への対応が課題となっています。
- いずれのサブ保健医療圏も、住民の生活圏等の観点からは、独立した圏域としての可能性を有しますが、患者流入出割合や人口規模に加え、独立した場合の一次保健医療圏との機能分担等を考慮して、これまでと同様に 2 つのサブ保健医療圏を維持していくこととします。

(4) 三次保健医療圏

- 三次保健医療圏とは、一次、二次保健医療圏での医療提供体制と連携し、高度で特殊な専門医療を提供するとともに、広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するための地域の範囲です。
- 本県においては、県全域を三次保健医療圏とします。

図表 3-1-4 三重県全体図(二次保健医療圏およびサブ保健医療圏)



2. 基準病床数

- 保健医療圏内で、効率的、効果的な医療提供体制を確立するためには、各地域における病院等の病床数が重要な要素となります。
- 基準病床数は、医療法に基づいて定められた圏域内での病床数の目安であるとともに、一定以上の病床が整備されている場合の規制基準としての役割を併せ持っています。既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域の場合には、原則として病床の新設または増加が抑制されます。
- ただし、以下の診療所*の一般病床については、病床過剰地域であっても医療法施行規則第1条の14 第7項第1号から第3号までに該当するものとして、三重県医療審議会の意見を聴くなどの手続きを経た上で知事への届出により設置することができます。なお、届出により一般病床を設置し、または設置予定の診療所の名称については、本計画への掲載に代えて県ホームページで公表することとします。
 - 1 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
 - 2 へき地に設置される診療所
 - 3 小児医療の推進に必要な診療所
 - 4 周産期医療の推進に必要な診療所
 - 5 上記に定めるもののほか地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所
- また、医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等に係る特例に該当する病床¹の設置については、三重県医療審議会の意見を聴いた上で、県が厚生労働大臣に協議し、その同意を得た場合に限り認められます。

図表 3-1-5 基準病床数

(単位:床)

病床種別	区分	基準病床数	既存病床数	過不足数
療養病床 および 一般病床	北勢保健医療圏	5,542	6,103	561
	中勢伊賀保健医療圏	3,796	4,541	745
	南勢志摩保健医療圏	3,510	4,203	693
	東紀州保健医療圏	764	909	145
	合計	13,612	15,756	2,144
精神病床	全県域	4,120	4,786	666
結核病床	全県域	60	54	▲6
感染症病床	全県域	24	24	0

※既存病床数は、平成24年12月1日現在です。

※療養病床および一般病床ならびに精神病床に係る基準病床数は、各圏域の人口、人口構成、流入流出患者数などをもとに医療法に定められた計算方式により算出しています。

※結核病床に係る基準病床数は、「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」(厚生労働省健康局結核感染症課長通知)および県内結核患者の発生状況、平均入院期間等を勘案し、算出しています。

なお、本県では、結核病床の不足を補うため、国の結核患者収容モデル事業により、一般病床および精神病床の一部を結核患者収容可能な病床として整備しています。

※感染症病床に係る基準病床数は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の配置基準に基づき、算出しています。

¹ 専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関するもの（不足している地域に限る。）、専ら小児疾患に関するもの、専ら周産期疾患に関するもの、専らリハビリテーションに関するもの（発達障がい児の早期リハビリテーションその他の特殊なリハビリテーションに係るものに限る。）などの病床をいいます。